

# 常任理事会運営規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規則は、常任理事会の運営に関する事項を定める。常任理事会は会長の意志決定のための協議機関とし、理事会の付議事項に関する基本方針並びに業務の執行・管理方針の事前審議を主たる任務とする。

### (構成)

第2条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

2 常任理事会には、付議事項に直接関係のある役員その他の者を出席させてその説明若しくは意見を聴取し、報告を受けることができる。

## 第2章 常任理事会の招集

### (招集権者)

第3条 常任理事会は、会長が招集する。会長に事故ある時は、業務執行理事の中から選出し代行する。

### (招集の請求)

第4条 常任理事会の構成員並びに理事は、必要に応じ招集権者に対して、議案及びその理由を付して常任理事会招集の請求をすることができる。

2 前項の請求があったときは、招集権者は遅滞なく常任理事会を開催するものとする。

## 第3章 付議事項

### (付議事項)

第5条 常任理事会に付議すべき事項は、次の通りとする。

- (1)この法人の経営全般に関する決定事項
- (2)重要な下部組織の業務執行に関する立案・承認に関する事項
- (3)理事会に付議すべき事項

## 第4章 常任理事会の議事

### (議長)

第6条 常任理事会の議長は、会長とする。ただし、会長に事故あるときは、業務執行理事の中から常任理事会において選出する。

### (議事録の作成)

第7条 常任理事会に付議した事項のうち、必要あるものは議事録を作成するものとする。議事録の正本は常任理事会の構成員の認印を受け保管する。

## 第5章 雑則

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

### 附 則

この規則は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。